農業及び漁業集落排水処理施設利用者変更届

年 月 日

三豊市長様

利用者 住 所 フリガナ 氏 名 電 話

三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則第8条第3項の規定により、次のと おり施設の利用者を変更しますので届出ます。

処	理		区	□上高瀬第1地区 □大浜地区	□大見地区 □北草木地区	□潟満地区 □上新田地区
設置	設置(利用)		箇所	三豊市		
排	水	種	別	□し尿及び雑排水	□し尿のみ	□雑排水のみ
利 (家	用 族	者員	数 数)		人	
利	用	目	的	□一般家庭	□その他()
変	更年	三月]	年	月 日	
前	利	用	者	住 所 氏 名		
事			由			